

地域生物多様性 増進活動の手引き (概要編)

～地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する
法律に基づく認定申請に向けて～

自然共生サイト
認定



30by30

目次

第1章	制度概要	4
I.	制度全体の枠組み	4
1.	計画について	4
2.	活動類型	4
II.	趣旨等 ～ネイチャーポジティブの実現に向けて～	8
III.	審査・認定の流れ	9
1.	事前相談	9
2.	申請受付	10
3.	予備審査	10
4.	有識者審査委員会	10
5.	省庁審査	10
6.	認定	10
第2章	認定に関する基準	11
I.	活動の区域	11
1.	認定基準：活動を実施するために明確かつ適切な範囲が設定されていること。	11
2.	認定基準：（生物多様性を維持する活動の場合）実施区域の全部又は一部が次のいずれかの価値を有するものであると認められること。	12
II.	活動の実施体制	13
1.	認定基準：実施体制は、当該活動が確実かつ継続的に実施できるものであると見込まれること。	13
(1)	土地の所有者等	13
(2)	関係者の意思疎通	14
(3)	立場の継続性	14
(4)	反社会勢力	15
(5)	紛争等	15
III.	計画期間	15
1.	認定基準：目標を達成するために適切な計画期間が設定されていること。	15
IV.	活動の内容及び実施時期	16
1.	認定基準：活動の内容が、実施区域の生物多様性の維持又は回復若しくは創出に相当程度寄与するものであると認められること。活動を実施するために適切な実施時期が設定されていること。地域生物多様性増進活動又は連携地域生物多様性増進活動が公物等の管理その他の法令に基づく取組との調和が保たれていること。	16
V.	特例関係	22
1.	認定基準：特例を申請する場合には、その対象及び内容が明確であること。特例を申請する場合には、その内容が特例に係る各個別法の基準を満たすこと。	22
VI.	活動の目標	24

1.	認定基準：土地利用の変遷、周辺地域の状況並びに実施区域の現況及び課題を踏まえ、具体的かつ生物多様性の増進への寄与の観点から、適切で実現可能な目標が設定されていること。	24
(1)	生物多様性の価値	24
(2)	実現可能性・適切性	26
第3章	認定後について	27
I.	モニタリング	27
II.	活動の状況の定期報告について	28
1.	生物多様性見える化マップについて	28
2.	生物多様性見える化マップを活用した定期報告について	28
III.	計画の変更・中止・取消しについて	28
1.	変更の認定	28
2.	中止等の通知	29
3.	認定の取消し	29
第4章	生物多様性維持協定	30
I.	概要	30
II.	協定の効果	30
第5章	Q & A（随時更新）	32
第6章	参考資料集	37
I.	認定申請書	37
1.	増進活動実施計画 様式一式	37
2.	連携増進活動実施計画 様式一式	37
3.	同意書フォーマット	38
4.	特例措置を活用する場合	38
II.	手引き、活動手法、モニタリング手法	39
III.	GIS作成マニュアル	40
IV.	認定後の手続き様式	40
V.	制度概要	41

第1章 制度概要

I. 制度全体の枠組み

1. 計画について

「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号）」は、令和5年度（2023年度）から運用を開始した自然共生サイト認定制度を土台とし、法制化したものです。

本法は、2つの計画認定制度と協定制度を設けています。

計画名（通称）	作成者・実施者
増進活動実施計画（増進計画）	企業、NPO等が作成、実施
連携増進活動実施計画（連携計画）	市町村が作成、企業、NPO等と連携して実施

※原則、1つの計画につき1箇所の自然共生サイトに関するものとしてください。

ただし、連携増進活動実施計画については、複数サイトが協議会の設立等により有機的な連携があると判断される場合には、市町村単位（同一市町村内又は隣接する市町村等）での範囲内で離れているものも1つの計画としてまとめることが可能です。

※連携増進活動実施計画を作成した場合は、「生物多様性維持協定」を締結することができます。

2. 活動類型

認定の対象となる活動は、維持タイプ、回復タイプ、創出タイプの3つの類型があります。計画の作成段階において、実施区域での活動がどの活動類型に該当するかを選んだ上で、申請いただくことになります。

なお、令和8年2月の申請様式の見直しに伴い、1つの計画において、維持タイプ・回復タイプ・創出タイプの複数の活動類型を組み合わせる申請することが可能となりました。その場合は、原則として計画は1つの計画として認定し、サイトとしては活動類型ごとに1箇所のサイトと扱います。

（1）生物多様性を維持する活動（維持タイプ）

- ・既に良好な生物多様性が存在する場を維持する活動を指します。
- ・申請時点において生物多様性の価値1～9（別紙2 生物多様性の価値参照）に該当するものとします。
- ・維持タイプで認定された活動計画の実施区域については、保護地域との重複を除き、OECM国際データベース*に登録されます。
- ・令和5～6年度に自然共生サイトとして認定されてきたものは、本類型に当たります。



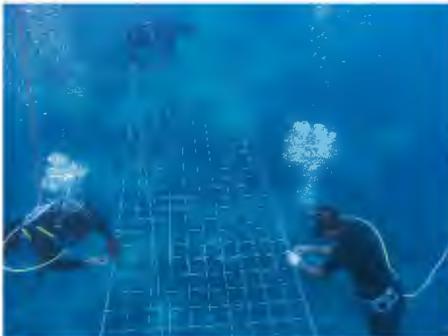
白馬五竜高山植物園
(株式会社五竜)



多奈川ビオトープ
(日本ビオトープ管理士会 近畿支部)

(2) 生物多様性を回復する活動 (回復タイプ)

- ・ 過去に生物多様性が豊かであったが、その多様性が損失した場又は損失が進行している場において、その多様性を回復する活動を指します。
- ・ 具体的には、管理放棄地の再生や手が入っていない森林 (二次林) の再生等が該当します。
- ・ 荒廃農地における湿地の造成、失われたサンゴ礁の造成等についても、過去に失われた生態系が回復するものとして、回復タイプとして整理されます。



石垣島のサンゴ産卵ファーム
(八重山漁業協同組合サンゴ
種苗生産部会)

(3) 生物多様性を創出する活動 (創出タイプ)

- ・ 現在、生物多様性を欠いている場において、その地域に在来の動植物が生息・生育することができるような自然環境等を整備することにより、生物多様性を創出することを指します。
- ・ 具体的には、現況がアスファルトや更地等になっているような開発跡地や埋立地等において、生物多様性を創出する活動が該当します。



AQURIO_アクリオ
(河村電器産業株式会社)

(参考1) 複数タイプをまとめて申請する場合の想定される事例

- ・豊かな藻場があるものの、その一部の磯焼けしているエリアで藻場育成を実施
→維持（豊かな藻場の維持）と回復（藻場育成）で1つの計画として申請
- ・豊かな森林と、それに隣接する荒れた放置林において適切な管理を開始
→維持（豊かな森林の維持）と回復（放置林の回復）で1つの計画として申請
- ・豊かな里山と、それに隣接する場所において新たにビオトープを創出
→維持（豊かな里山の維持）と創出（ビオトープの創出）で1つの計画として申請

<イメージ図>



複数タイプをまとめて申請可能
→1つの計画に2箇所のサイトが存在

(参考2) OECM 国際データベースについて

自然共生サイト認定に当たっては、「地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針」に記載のとおり、国際データベースへの登録を行うものとしています。また、地域生物多様性増進法は開発行為を規制するものではありませんが、正確なエリアを示すことで、周辺地域も含めて生物多様性への配慮が必要であることを伝えることができます。このため、実施区域の位置情報については、原則として、ポ

リゴンデータでの提供をお願いします。

地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針

第二 地域生物多様性増進活動の促進のための施策に関する基本的事

一 地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な施策

地域生物多様性増進活動は、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」のターゲット 3 である 30by30 目標（2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全する目標）の達成にも寄与する。30by30 目標の達成には、保護地域の拡張及び管理の質の向上に加えて、OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する場所）の設定・管理を進めることが必要である。そのため、法において、生物多様性を維持する活動として認定を受けた場合は、当該実施区域について、保護地域との重複を除き、OECM として国際的なデータベースへ登録する。

II. 趣旨等 ～ネイチャーポジティブの実現に向けて～

我が国の生物多様性は、過去 50 年間損失し続けているとされています。このような状況の中、我が国では、2022 年 12 月に開催された「生物多様性条約第 15 回締約国会議」において採択された世界目標「昆明・モンリオール生物多様性枠組」を踏まえ、2023 年 3 月に生物多様性国家戦略を改定し、2030 年までに「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる」という、いわゆる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現を掲げました。

我が国は、農林漁業など人々の様々な働きかけを通じて形成されてきた里地、里山、里海、企業緑地、都市の緑地等の身近な自然を含め、多様な自然環境を有しています。そのため、我が国におけるネイチャーポジティブの実現に向けては、原始的な自然環境の保全に加えて、身近な自然など二次的な自然環境も含めて保全を進めていく必要があります、国主体の取組に加えて、地方公共団体、企業、団体及び個人（以下「地方公共団体・民間等」という。）による活動を促進することが重要です。環境省においては、2023 年度から、地方公共団体・民間等の活動によって生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する「自然共生サイト」制度を運用し、2024 年度末までに 328 箇所を認定しました。一方で、ネイチャーポジティブの実現に向けては、自然共生サイトのような生物多様性が豊かな場所を維持していくことに加えて、生物多様性が損失している場所において生物多様性の回復や創出を図ることも重要です。また、企業経営においても、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）等の自然関連の情報開示の流れもあいまって、近年、生物多様性や自然資本の重要性がますます高まっています。「昆明・モンリオール生物多様性枠組」においても、事業者（ビジネス）及び金融機関に対し、生物多様性関係の情報開示等を求めること（ターゲット 15）とされています。このような状況の中で、地方公共団体・民間等の効果的な活動をより促進するためには、活動の信頼性・適切性を統一的に評価・担保し、活動の価値を明確化することが重要です。

以上の背景を踏まえ、2024 年 4 月、第 213 回国会において「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が制定され、2025 年 4 月 1 日に施行されました。

III. 審査・認定の流れ

審査・認定に係る流れは以下のとおりです。



1. 事前相談

活動内容や申請内容等について、認定事務の事務局である独立行政法人環境再生保全機構（ERCA）または管轄の地方環境事務所に相談、アドバイスを受けることができます。特に土地の所有者等や公物等管理区域の確認・同意の取得漏れがあった場合、調整にかなりの時間を要するため、おおよその活動内容や申請内容が決まった段階で、申請前に相談しておくことが望ましいです。

【申請前に】

申請を行おうとする者は以下についてご対応をお願いします。有識者審査委員会までに下記が漏れていると受理できず、次回以降の審査に回すこととなります。

- ・活動に当たって必要な許認可等の手続きがないか確認し、必要に応じて**許認可等の手続きを行ってください。**
- ・申請者が土地の所有者等^{*}と異なる場合は、**土地の所有者等の確認や同意を得てください。**

(※土地の所有者だけではなく、木竹の所有者や土地又は木竹等の使用及び収益を目的とする権利（所有権、地上権、永小作権、賃借権、使用貸借、漁業権、入漁権等）を有する者も含まれます。)

- ・ 公物等の管理区域と重複があるかを必ず確認し、重複がある場合は**管理者の確認や同意を得てください。**

2. 申請受付

申請を行なおうとする者は、申請書類一式を事務局（ERCA）に提出ください。提出書類の詳細は、「地域生物多様性増進活動の手引き（提出書類、記載例編）」をご参照ください。

3. 予備審査

事務局（ERCA）において、提出された申請書類を確認します。必要に応じて、申請者に対して、提出された内容に関する確認や不足書類の提出を求めます。

4. 有識者審査委員会

生物多様性の増進に関する専門的な見地から意見を聴くため、有識者による審査を行ないます。

5. 省庁審査

主務省庁（環境省、農林水産省、国土交通省）による審査を行ないます。

6. 認定

審査の結果を踏まえ、環境大臣・農林水産大臣・国土交通大臣が認定を行ないます。

第2章 認定に関する基準

I. 活動の区域

1. 認定基準：活動を実施するために明確かつ適切な範囲が設定されていること。

(1) 範囲・面積

審査の観点：実施区域は、その境界が図面上、法的上、現場における目視等で明確であり、具体的な活動を行う範囲のみとなっていること。活動の実施区域の面積が算出されていること。

(補足)

- ・ 既に存在する豊かな生物多様性を維持する活動として認定された活動計画の実施区域は、日本における 30by30 目標（2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全する目標）の達成に向けた地域に含まれていくことになるため（保護地域との重複を除き OECM として国際データベースに登録）、実施区域の範囲は明確かつ適当な範囲であるか確認します。
- ・ GIS データで提出されている場合は、GIS データから算出された面積を、GIS データ以外で提出されている場合は、実測等で算出された面積を確認します。
- ・ データ作成に当たっては「地域生物多様性増進活動の手引き（提出書類、記載例編）」－「第4章 I. 添付1 GIS データ」もご参照ください。

(2) 保護地域の指定の有無

審査の観点：法律や条例に基づく保護地域の指定の有無が把握されていること。

(補足)

- ・ 既に存在する豊かな生物多様性を維持する活動として認定された活動計画の実施区域については、OECM として国際データベースに登録するため、保護地域との重複の有無について申請者自らが把握しているかを確認します。
- ・ 保護地域内であっても、管理の質の向上を図ることが重要であるため、どのような保護地域と重複しているかを確認します。

(参考) 我が国における保護地域について

以下の区域を保護地域としています。

○陸域及び内陸水域

- ・ 自然公園（自然公園法）
- ・ 自然海浜保全地区（瀬戸内海環境保全特別措置法）
- ・ 自然環境保全地域等（自然環境保全法）
- ・ 鳥獣保護区（鳥獣保護法）
- ・ 生息地等保護区（種の保存法）

- ・近郊緑地特別保全区域（首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律）
- ・特別緑地保全地区（都市緑地法）
- ・保護林（国有林野の管理経営に関する法律）
- ・緑の回廊（国有林野の管理経営に関する法律）
- ・天然記念物（文化財保護法）
- ・都道府県が条例で定めるその他保護地域

○沿岸及び海域

- ・自然公園（自然公園法）
- ・自然海浜保全地区（瀬戸内海環境保全特別措置法）
- ・自然環境保全地域、沖合海底自然環境保全地域（自然環境保全法）
- ・鳥獣保護区（鳥獣保護法）
- ・生息地等保護区（種の保存法）
- ・天然記念物（文化財保護法）
- ・保護水面（水産資源保護法）
- ・沿岸水産資源開発区域・指定海域（海洋水産資源開発促進法）
- ・共同漁業権区域（漁業法）
- ・都道府県・漁業者団体等による各種指定区域（各種根拠制度）

2. 認定基準：（生物多様性を維持する活動の場合）実施区域の全部又は一部が次のいずれかの価値を有するものであると認められること。

- ア 豊かな生物多様性を育む場としての価値
- イ 希少な動植物の生息地または生育地としての価値
- ウ 生態系の連結性その他の生物多様性に関する重要な機能としての価値

（1）生物多様性の価値

審査の観点：生物多様性を維持する活動の場合、活動の実施区域の全部又は一部が次の①～⑨のいずれかの価値を有するものであると認められること。かつ、そのことを文献資料その他の資料によって客観的に示すことができること。

ア 豊かな生物多様性を育む場としての価値

- ① 公的機関によって、生物多様性保全上の重要性が既に認められている場としての価値
- ② 原生的な自然生態系が存する場としての価値
- ③ 里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場としての価値
- ④ 生態系サービス提供の場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場としての価値

- ⑤ 伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の供給の場としての価値
 - イ 希少な動植物の生息地または生育地としての価値
 - ⑥ 希少な動植物種が生息生育している場又は生息生育している可能性が高い場としての価値
 - ⑦ 分布が限定されている、特異な環境へ依存する など、その生態に特殊性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場としての価値
 - ウ 生態系の連結性その他の生物多様性に関する機能としての価値
 - ⑧ 越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、動物の生活史にとって重要な場としての価値
 - ⑨ 既存の保護地域等に隣接する又はそれらを接続するなど、緩衝機能や連続性・連結性を高める機能を有する場としての価値
- (補足)
- ・ 既に存在する豊かな生物多様性を維持する活動として認定を受けようとする場合のみ必要となる項目です。詳細は「別紙2 生物多様性の価値」において解説していますので、こちらを確認ください。

II. 活動の実施体制

1. 認定基準：実施体制は、当該活動が確実かつ継続的に実施できるものであると見込まれること。

(1) 土地の所有者等

審査の観点：申請者が土地の所有者等ではない場合には、土地の所有者等の同意を得ていること。

(補足)

- ・ 実施区域において、申請者と土地の所有者等が異なる場合は、活動を確実かつ継続的に実施するためにも土地の所有者等との事前の調整が重要です。
- ・ 具体的には、提出書類のうち、サイト詳細シートに、実施区域の土地の所有者等ごとに、同意を得た日及びその手法が記載されているかを確認します。
- ・ 土地の所有者等には、土地の所有者だけでなく、木竹の所有者や土地又は木竹等の使用及び収益を目的とする権利（所有権、地上権、永小作権、賃借権、使用貸借、漁業権、入漁権等）を有する者も含まれます。
- ・ 同意取得の方法については、同意書のほか、対面での説明、メールや電話でのやりとり、会議等での説明によって同意を得る方法などが考えられます。これまでの土地の所有者等との関係性などを踏まえ、適切な同意取得方法によって、後日トラブルとならないよう留意してください。

- ・実施区域に係るすべての土地の所有者等の同意を得ることを基本としますが、過失がなく土地の所有者等を確知することができない場合その他の理由で事務局（ERCA）がやむを得ないと判断した場合は除きます。なお、実施区域に複数の土地の所有者等が存在する場合、当該土地の所有者等の代表者による同意でも可とします。
- ・実施区域に国有林が含まれている場合には、森林管理局・森林管理署等の同意書が必須です。実施区域に国有林が含まれている場合は同意書が添付されているかを確認します。
- ・「地域生物多様性増進活動の手引き（提出書類、記載例編）」－「第3章 VI. 様式1－2 別紙1 土地所有者等記入シート」もご参照ください。

（2）関係者の意思疎通

審査の観点：実施体制が複数の者から構成される場合には、必要な役割分担及び責任の所在が明らかであって、それらの者の意思疎通が図られる定期的な機会が設定されていること。

（補足）

- ・複数の者から構成されている場合、「意思疎通が図られる定期的な機会」が、年に1度以上設定されているかを確認します。「意思疎通が図られる定期的な機会」とは、例えば、協議会において意思疎通を図る、打合せの場を設ける、WEBやメーリングリストなどによりコミュニケーションするといった方法が考えられます。

（3）立場の継続性

審査の観点：申請者が法人、団体の場合には、解散する予定がなく、活動に対する責任を有する者としての立場が計画期間中継続する見込みがあること。

（補足）

- ・申請者が法人・団体の場合は、現時点において、解散の予定はなく、現在の実施体制が継続する見込みであることを確認します。
- ・なお、土地の所有や貸借等に期限が存在する場合（例えば、市町村の施設を指定管理者として管理している者が申請者である場合など）においては、申請する計画期間内の継続が見込まれることを目安にし、サイト詳細シートの該当する欄内に記入された期限を確認します。その際、詳細が分かる資料（年度契約等の場合は、過去5年間の契約実績が確認できる資料）を求める場合があります。

(4) 反社会勢力

審査の観点：申請者や関係者に暴力団員等の反社会的勢力が含まれていないこと。

(補足)

- ・様式 1 - 1 又は様式 2 - 1 の「別紙 1 暴力団排除に関する誓約事項」を確認します。

(5) 紛争等

審査の観点：訴訟等の紛争が活動の衡平性に疑念を生じさせるおそれがないこと。

(補足)

- ・活動の衡平性に疑念を感じさせる訴訟等の紛争としては、例として以下が挙げられます。
 - ・土地境界・土地の権利関係に関する紛争
 - ・活動に関する不公平な費用負担等に起因する紛争
 - ・ステークホルダーの排斥等に伴う紛争
 - ・土地利用の在り方（保護と開発の対立など）に関する紛争 など

III. 計画期間

1. **認定基準：**目標を達成するために適切な計画期間が設定されていること。

(1) 計画期間

審査の観点：5年を目途に計画期間を定めることが望ましい。

(補足)

- ・計画期間は、継続性の担保及び順応的管理の観点から、基本的に5年を目途に定期的に見直しをすることを想定しています。ただし、実施体制や活動内容によっては、5年より長い期間（短い期間）を設定することも可能です。
- ・連携増進活動実施計画であって、かつ、生物多様性維持協定の活用を検討されている場合には、協定の期間を20年として締結した場合について、相続税及び贈与税の評価を減ずる特例が設けられているため、計画期間についても、基本的に、協定の期間を包含できる期間（20年以上）が設定されているかを確認します。

IV. 活動の内容及び実施時期

1. 認定基準：活動の内容及び実施区域の生物多様性の維持又は回復若しくは創出に相当程度寄与するものであると認められること。活動を実施するために適切な実施時期が設定されていること。地域生物多様性増進活動又は連携地域生物多様性増進活動が公物等の管理その他の法令に基づく取組との調和が保たれていること。

(1) 活動内容

審査の観点：活動の内容及び実施区域の生態系の区分、現況及び目標を踏まえて適切であること。

(補足)

- ・ 認定の審査に当たっては、活動の内容及び実施区域の状況や課題を踏まえて適切かどうか、掲げられた目標に対して適切かを総合的に確認します。

(2) モニタリング

審査の観点：活動の効果を把握するために適切なモニタリングが計画されており、次のいずれかに該当し、調査又は確認の結果について概ね5年に1度、提出できる見込みであること。ただし、連携増進活動協議会、自然再生協議会その他の専門家を含む幅広い関係者で構成される協議会等の適切な評価主体が存在し、調査又は確認の結果を当該評価主体に提出し、評価を受ける見込みである場合又は生物多様性を維持する活動であって、人為的な手を加えないことを含む現状の活動を継続することによって、土地の大きな改変を予防するとともに、活動の実施区域の生物多様性の価値を大きく劣化させるおそれがない場合は、この限りでない。

ア モニタリング調査を概ね5年に一度の頻度で実施している又は実施する見込みであり、その内容及び実施方法が適切であること

イ 区域内の動植物種の生息生育状況が、自治体のレッドリスト評価における調査又はモニタリングサイト1000調査等によって把握されており、場の状態に大きな変化がないことが少なくとも5年に一度の頻度で確認されている又は確認される見込みであること

(補足)

- ・ 認定の審査に当たっては、モニタリング計画が、上記ア、イのいずれかに該当するものであるかどうか、モニタリングの対象、場所、手法、実施体制が具体的に記載されているか、活動内容、目標等を踏まえて適切かどうか確認します。
- ・ 詳細は、本手引き「第3章 認定後について」－「第3章 I. モニタリング」、「地域生物多様性増進活動の手引き 別紙1 効果が期待できる活動手法」を参照ください。

(3) 実施時期

審査の観点：実施区域に生育・生息する生物の生活史も鑑み、活動が適切な時期に継続的に行われる見込みであること。ただし、年間の一部の時期のみ行われている活動により生物多様性の価値の通年保全が図られている場合は、この限りではない。

(補足)

- ・認定の審査に当たっては、活動の実施時期が、具体的に記載されているか、活動内容、目標等を踏まえて適切かどうか確認します。

(4) 農林漁業・関連する施策との調和・連携

審査の観点：活動の内容が法令等に違反する行為ではないこと。実施区域において農林漁業に係る生産活動との重複や関連する施策がある場合には、これらとの調和・連携が図られていること。

(補足) 農林漁業に係る生産活動について

農林漁業は、地域の豊かな生物多様性を基盤として、生態系やそれを構成する様々な生物からの恵みを受けながら生産活動を行うものであり、生物多様性と農林漁業は相互に密接に関わっています。このため、持続的な農林漁業を行うことにより、農林漁業に係る生産活動と生物多様性の増進とを両立させ、相乗効果が発揮されるよう取り組んでください。

(ア) 共通事項

農林漁業の生産活動との重複がある場合には、事前に当該農林漁業が行われている区域の地方公共団体や農業委員会等と相談し、農林漁業に関する土地利用調整との整合及び活動に必要な他法令上の許認可の見込みを確認してください。

(イ) 農業

- ・農林漁業の生産活動（農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体による生産物の販売を目的とした生産活動に限る）との重複がある場合には、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）に基づき都道府県等が定める「基本計画」と調和を図るよう努めてください。
- ・活動実施者が農林漁業者である場合は、法の認定と併せてみどりの食料システム法に基づき、都道府県から「みどり認定」を受けることを推奨しています。
- ・実施区域内で環境負荷の低減に取り組んで生産された農産物等を

販売する際には、農林水産省の推進する農産物の環境負荷低減の「見える化」（愛称：みえるらべる）を積極的に検討ください。

- ・農地を実施区域に含む場合には、市町村の担当部局や農業委員会とよくコミュニケーションを図っていただき、地域の話合いにより地域農業の将来の在り方等を定めた地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条。従来、「人農地プラン」と呼ばれていたもの。）等と調和を保つよう努めてください。

（参考）みどりの食料システム法（農林水産省）

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/houritsu.html>

（参考）みえるらべる（農林水産省）

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/being_sustainable/mieruka/mieruka.html

（参考）地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）

https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/chiiki_keikaku.html

（ウ）森林・林業

- ・実施区域に森林（森林法に基づく地域森林計画の対象となる民有林）が含まれる場合には、その多面的機能を持続的に発揮させるため、当該区域で伐採等の森林整備を行う際は、市町村の森林担当部局とよく連絡調整を図り、市町村森林整備計画と不整合が生じないように努めてください。
- ・市町村がその区域における連携増進活動実施計画（又は増進活動実施計画）を策定し、その活動に森林施業が含まれるときには、市町村森林整備計画に適合した計画とすることが必須です（第9条第9項及び第11条第8項）。
- ・活動の実施に当たっては、林野庁が策定した「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（令和6年3月林野庁公表）も参考にしてください。
- ・また、森林資源を持続的に利用する等、森林の有する多面的機能を確保し、当該活動を円滑に実施する観点から、森林法に基づく森林経営計画を併せて作成することを推奨しています。増進活動実施計画をたてようとする森林において、あらかじめ、森林経営計画を作成し認定を受けている場合は、増進活動実施計画（様式1-2）の記載項目の一部（例えば、実施区域、目標、活動内容及び実施時期、モニタリング計画）について、森林経営計画書を添付し「1 森林の経営に関する長期の方針」を参照することで、

「森林経営計画書（森林の経営に関する長期の方針）に記載のとおり」と記述を簡略化することも可能です。なお、添付する森林経営計画書には認定通知書を含むものとしますが、図面等の添付書類は省略しても差し支えありません。

- ・なお、当該活動の実施に当たって林道を通行する場合は、安全確保の観点から林道管理者（都道府県、市町村等）に通行や規制に関する情報等を確認するよう努めてください。民有林の林道管理者については、林道の所在する市町村に確認してください。
- ・特に、保安林（公益的機能の発揮が特に要請される森林）が実施区域に含まれる場合には、立木竹の伐採や、立木の損傷、下草、落葉・落枝の採取、土地の形質変更等に許可等が必要な場合があるため、都道府県の保安林担当部局に確認し、活動内容に応じて許可等を得てください。

（参考）森林経営計画（林野庁）

https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/sinrin_keikaku/con_6.html

（参考）保安林制度（林野庁）

https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con_2.html

（エ）漁業

- ・漁業が行われている区域（漁業者が水産資源を利用している区域）を実施区域に含む場合には、生物多様性の増進と漁業の振興との調和を図るため、「地域生物多様性増進活動の手引き（提出書類、記載例編）」－「第3章 IV. 様式1-2 別紙1 基本的事項シート 2. 確認事項 番号4 計画に係る実施区域と公物等の管理区域との重複が存在するか。公物等の管理者に申請に関する同意等を得ているか」も参照しながら、関係者と十分な調整を行ってください。

（オ）関連する施策について

① 社会資本整備

実施区域が公物等の管理区域と重複する場合は、「地域生物多様性増進活動の手引き（提出書類、記載例編）」－「第3章 IV. 様式1-2 別紙1 基本的事項シート 2. 確認事項 番号4 計画に係る実施区域と公物等の管理区域との重複が存在するか。公物等の管理者に申請に関する同意等を得ているか、番号5 計画に係る実施区域内において、現行・将来の整備計画等はないか。」を参照いただき、それらの公物等の管理者の確認や同意を得るとともに、特例以外で活動に必要な許認可がある場合は当該許認可を得て、相互に連携・調整を図ることで、地域生物

多様性増進活動と社会資本整備との調和を図ってください。

②優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）

都市緑地法に基づく、優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）のうち「生物多様性の確保」として認証された場合、自然共生サイトの認定条件を満たしている可能性が高いです。TSUNAG 申請の申請書で記載した内容を参考にすることで、自然共生サイトの申請書作成をスムーズに行えます。また、申請書を添付することで、記載欄に書ききれない情報を補足することが可能となり、審査における PR につながります

③生物多様性の関連施策

・生物多様性地域戦略

実施区域において、都道府県・市町村が「生物多様性地域戦略」を策定している場合には、その担当部局ともコミュニケーションを図りながら活動内容を検討し、地域全体における活動の位置付けを意識しながら活動を実施していくよう推奨しています。（なお、市町村が連携増進活動実施計画を策定するときには、調和のとれた計画とすることが必要です（法第 11 条第 7 項））

・自然再生

実施区域において、自然再生推進法に基づく自然再生協議会が設立されている場合には、その全体構想及び自然再生事業実施計画を踏まえて取り組むことを推奨しています。

④気候変動対策

地域生物多様性増進活動については、生物多様性への貢献に加え、気候変動対策としての価値（CO₂ 吸収機能、雨水浸透・貯留機能など）も明確化することで、活動への理解や支援・協力も得られやすくなります。必要に応じて市町村の地球温暖化対策担当部局や「気候変動適応センター」にも相談しつつ、気候変動対策への効果も意識しながら活動いただくことを推奨しています。

（5）整備計画等

審査の観点：活動に影響を及ぼす現行又は将来の整備計画等が存在しないこと。

（補足）

- ・当該整備計画等が活動に与える影響も踏まえて計画が立案されているか

確認します。

- ・ 場合によっては、当該整備計画の対象地域を実施区域から除くなどの対応が必要となる場合もあり得ます。

(6) 公物等の管理区域

審査の観点：公物等の管理区域と重複している場合には、当該公物等の管理者の確認や同意を得ていること。

(補足)

- ・ 地域生物多様性増進活動の実施に当たっては、関係法令の遵守はもちろんのこと、地域のステークホルダーとの合意形成を図りながら進めることが肝要です。とりわけ、公物等の管理区域においては、管理者とよくコミュニケーションをとって活動を実施することが重要です。
- ・ このため、実施区域に公物等の管理区域が含まれる場合には、申請前に、公物等の管理区域の種類ごとに、管理者に重複状況を確認し、同意を得る必要があります。
- ・ 「地域生物多様性増進活動の手引き（提出書類、記載例編）」－「第3章 VIII. 様式1-2 別紙1 公物等の管理区域記入シート」もご参照ください。
- ・ 公物等管理者の確認・同意については、下記もご参照ください。

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/lowBio/30by30site-Consentconfirm.pdf>

(参考) 公物等管理区域

以下は地域生物多様性増進活動の実施区域に含まれることが多く見込まれる区域であって、その実施に当たって特に影響が大きいと思料されるものを抽出したものです。これ以外にも、法令により指定等された区域や、何らかの使用収益権が設定されている区域は多数あり、このリストに掲載がないからといって、それらの区域に関する規制や権利を考慮する必要がないということではなく、各法令に反した場合は、当然各法令に基づき対処されることに留意してください。

- ・ 河川区域（河川法第6条第1項に規定する河川区域）
- ・ 砂防関係区域（砂防法第2条に規定する砂防指定地、地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域）
- ・ 治山事業施行地（森林法第10条の15第4項第4号に規定する治山事業の施行地）
- ・ 海岸関係区域（海岸法第3条第1項に規定する海岸保全区域、海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区域）
- ・ 港湾関係区域（港湾法第2条第3項、第4項、第6項、第37条第1項に

規定する港湾関係区域)

- ・ 漁港区域（漁港及び漁場の整備等に関する法律第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港）
- ・ 漁業権区域（漁業法第60条第1項に規定する漁業権（定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権）の区域）
- ・ 保護水面（水産資源保護法第17条に規定する保護水面）
- ・ 都市公園区域（都市公園法第2条の2に基づき設置された都市公園の区域）
- ・ 道路区域（道路法第18条第1項に規定する道路区域）

(留意事項)

有識者審査委員会までに原則、公物等管理区域の確認・同意が得られていない場合、受理できず、次回以降の審査に回すこととなります。

悪意や重大な過失により、重複の事実の隠蔽や虚偽申請等の不正が認められる場合については、認定取消し等となる場合がありますので、ご注意ください。

V. 特例関係

1. 認定基準：特例を申請する場合には、その対象及び内容が明確であること。特例を申請する場合には、その内容が特例に係る各個別法の基準を満たすこと

(1) 特例関係

審査の観点：法第15条から第21条までに規定する特例に係る行為が含まれている場合には、各法の認定又は許可等の基準に適合すること。

(補足)

- ・ 規定は、活動に必要な行為の手續にかかる許可等の申請を一本化し、手續の簡素化を図るもの（ワンストップ化特例）です。ワンストップ化特例は、各法の許可等の基準を緩和するものではないため、計画全体から特例の適用対象を明確化すること等に留意いただきつつ、該当法令に基づく基準への適合性を確認することとなります。
- ・ 詳細は、「地域生物多様性増進活動の手引き（提出書類、記載例編）」－「第5章 特例措置を活用する場合のみ提出（様式4-2～4-6）」を参照ください。

(ア) 保護地域等における行為規制等の特例

法律	対象地域	特例の対象とする行為の例
自然公園法	国立公園及び国定公園	・ 木竹の伐採（木竹の本数の調

自然環境保 全 法	自然環境保全地域	整、整枝等) ・工作物の新築（自動撮影カメラ や赤外線センサーその他の動植物 の生育・生息状況をモニタリング するために必要な小規模な機器又 は防鹿柵等） 等
種の保存法	生息地等保護区の管理地区	
鳥獣保護管理 法	鳥獣保護区の特別保護地区	
都市緑地法	緑地保全地域及び特別緑地保 全地区	
森林法	地域森林計画対象民有林	・伐採等の届出

(イ) 関連法令の認定みなしの特例

対象制度	対象制度の概要
特定外来生物の防 除 (外来生物法)	民間等による特定外来生物を計画的に防除する計画について、環 境大臣等の認定を受けることにより、特定外来生物法及び鳥獣保 護管理法の規制の一部が不要となる。
生態系維持回復事 業 (自然公園法、自 然環境保全法)	民間等による国立公園等におけるシカ対策等の事業について、環 境大臣等の認定を受けることにより、国立公園等における許可等 が包括的に不要となる。
保護増殖事業 (種の保存法)	民間等による国内希少動物種の保護等の事業について、環境大臣 の認定を受けることにより、種の保存法による規制が包括的に不 要となる。

VI. 活動の目標

1. 認定基準：土地利用の変遷、周辺地域の状況並びに実施区域の現況及び課題を踏まえ、具体的かつ生物多様性の増進への寄与の観点から、適切で実現可能な目標が設定されていること。

(1) 生物多様性の価値

審査の観点：目標は、生物多様性の価値のいずれかを増進（※）することを含むものであること。

（※）ここでいう「増進」とは、生物多様性の価値を維持し、回復し、又は創出することをいう。

（補足）

- ・「生物多様性の価値」については、以下の表のとおり9つに類型化しています。このいずれか1つ以上を増進することが、設定される「サイトの目指すべき自然環境の姿（状態目標）」に要素として含まれていることを確認します。
- ・その上で、生物多様性の価値ごとに、その価値の増進に資する個別目標（増進を図る生物多様性の価値を踏まえた活動）が項目立てられているかを確認します。その際、複数の生物多様性の価値を増進する場合であっても個別目標が共通する場合には、まとめて記載しても差し支えありません。
- ・その他、地域活性化や環境教育、自然資源の持続可能な利用など、それぞれ活動に関連した目標を要素として加えていただいても構いません（認定の可否には直接影響しません）。特に、生物多様性の価値3, 4, 5を含む場合は、これらの要素を加えることで活動の継続性にも寄与することが考えられます。

(ア) 生物多様性の9つの価値

場：豊かな生物多様性を育む場としての価値	
① 公的機関によって、生物多様性保全上の重要性が既に認められている場としての価値	以下のいずれかの選定等を受けている場合 重要里地里山・重要湿地・重要海域・特定植物群落・巨樹巨木林
② 原生的自然生態系が存する場としての価値	以下のいずれかに該当する場合 a. 自然林、自然草原 b. 上記以外で「原生的自然生態系」に該当すると考えられるものについては、その根拠となる考え方を明記すること。
③ 里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場としての価値	以下のいずれかに該当する場合 a. 動的・モザイク的な土地利用が行われた結果として、二次的自然に特有の生物相・生態系が成立した場を構成する農地、ため池、二

		<p>次林・人工林、草原など</p> <p>b. 従来のくらし・生業、新たな活動等、人の適切な関与がなければ劣化、消失のおそれがある身近な自然（社叢林などの林、ため池・自然水路、二次草原（半自然草原）、氾濫原・谷津田等の低地・湿地、里海等）</p> <p>c. 二次林、二次草原</p>
	④ 生態系サービス提供の場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場としての価値	例えば、安全な水・食料の確保や暮らしの安心・安全といった生態系サービス提供の場であり、在来の普通種を含む多様な動植物の生息・生育の場（周辺環境と比較して、多様な動植物の生息・生育の場も含むものとする。）であること
	⑤ 伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の供給の場としての価値	伝統文化のために持続可能な活用がなされ、地域特有の当該自然資源が保全され続けている場
種：希少な動植物の生息地または生育地としての価値		
	⑥ 希少な動植物種が生息生育している場あるいは生息生育している可能性が高い場としての価値	<p>以下のいずれかに該当する場合</p> <p>a. 環境省レッドリスト掲載種</p> <p>b. 地方公共団体のレッドリスト又はレッドデータブックの掲載種</p> <p>c. 法令・条例や行政文書において、希少性が高いと評価されている種</p>
	⑦ 分布が限定されている、特異な環境へ依存するなど、その生態に特殊性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場としての価値	<p>以下のいずれかに該当する場合</p> <p>a. 分布が限定されている種</p> <p>b. 特異な環境へ依存する種</p>
機能：生態系の連結性その他の生物多様性に関する重要な機能としての価値		
	⑧ 越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、動物の生活史にとって重要な場としての価値	大規模な渡り鳥の中継地や越冬地、またトキやコウノトリといった地域を代表する種の繁殖、採餌、ねぐら等に利用されている場所など
	⑨ 既存の保護地域又は自然共生サイト認定区域に隣接する若しくはそれらを接続するなど、緩衝機能や連続性・連結性を高める機能を有する場としての価値	<p>以下のいずれか該当する場合</p> <p>a. 緩衝機能：保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域（保護地域を想定しています）に対し、外部との相互影響を軽減するための機能</p> <p>b. 連続性：対象とする生息地や生態系が物理的につながっている状態</p> <p>c. 連結性：同一の生息地あるいは生態系間を利用する生物が当該空間を一時的に利用する</p>

		ことで移動可能となっている状態
--	--	-----------------

※ 詳細は、「別紙2 生物多様性の価値」をご参照ください。

(イ) 生物多様性を維持する活動の場合

生物多様性を維持する活動の場合は、申請時点で実施区域が有している生物多様性の価値を維持し続けることが目標となります。さらに、生物多様性の価値をより向上させていくことも目標として適当です。

(ウ) 生物多様性を回復又は創出する活動の場合

- ・ 生物多様性を回復又は創出する活動の場合は、生物多様性の価値のいずれかを回復・創出することが目標となります。
- ・ 維持タイプと比べて、目標設定や目標達成に向けたタイムスケジュールが重要となるため、計画作成に当たってはこれらについて言及するようにしてください。なお、記入欄に書ききれない場合には、添付資料などを付けて引用してください。
- ・ 回復・創出タイプの目標設定に当たっては、地域の社会的条件や自然環境の現況、土地利用の変遷等に応じて柔軟に定めるようにしてください。自然の復元力やサイクルを踏まえた持続可能性を考慮して、活動期間よりも長期又は短期の目標を設定することも有効です。
- ・ 具体的には、活動の実施区域の土地利用の変遷、周囲の良好な自然環境の状況等を参照した上で、「生物多様性が豊かであった時期の状況を目標とする」「地域の特徴的な種や生態系の状態に着目して目標を設定する」などの方法が考えられます。
- ・ 「生物多様性が豊かであった時期の状況を目標とする」場合には、当時の状況を把握できる資料（調査結果、文献、写真等）を整理するほかに、当時の状況を知る複数人へのヒアリング等を通じて明らかにすることも効果的です。
- ・ また、荒廃農地を農地として再生するか、草地として粗放的に管理するかなど、目標とする生態系の価値が複数考えられる場合には、活動の実施体制、地域の合意形成の状況、関連する地域の計画等を踏まえた上で、設定することが重要です。

(2) 実現可能性・適切性

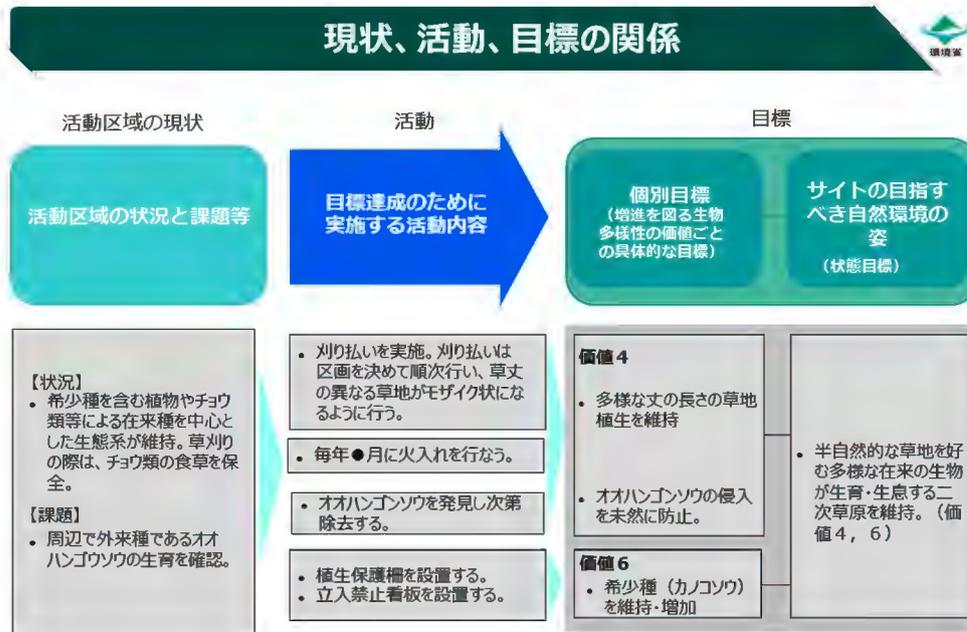
審査の観点：目標は、活動内容及び実施時期、区域、実施体制並びに計画期間に照らして実現可能なものであること。活動の実施区域の現況、土地利用の変遷、活動の実施区域の周辺の状況、活動の実施区域の課題（外来種・鳥獣

被害等)を把握した上で、それを踏まえて目標が立てられていること。

(補足)

- ・ 認定の審査に当たっては、設定した目標が、実施体制等に照らして実現可能かどうか、実施区域の状況等を踏まえて適当かどうかを確認します。

(参考) 目標の位置づけ



第3章 認定後について

I. モニタリング

- ・ 生物多様性の状態の変化や実施した活動の効果を把握し、順応的な管理を継続していくためにはモニタリングが重要です。
- ・ その際、目標としている生物多様性の価値に応じたモニタリング指標を設定することが重要です。
- ・ 想定外の生物多様性の状態の変化が生じた場合や、目標に対して想定していた効果が得られない場合には、まずその要因を特定した上で、必要に応じて対策を講じることが重要です。
- ・ その上で、目標や活動内容等に変更が必要な場合には、変更認定の申請を検討ください。
- ・ モニタリングについては、「別紙1 効果が期待できる活動手法」をご参照ください。
- ・ モニタリングについては、見える化マップにて報告してください(下段参照)。

II. 活動の状況の定期報告について

1. 生物多様性見える化マップについて

「生物多様性見える化マップ」とは生物多様性保全上重要な場所を地図上で可視化するとともに、本法に基づく地域生物多様性増進活動や自然共生サイトにおける活動記録、生物モニタリング情報を入出力することで、保全活動の効果が把握・可視化することができるシステムです。

(参考) 生物多様性見える化マップ

<https://www.biodiversitymap.env.go.jp/>

2. 生物多様性見える化マップを活用した定期報告について

- ・ 認定増進活動実施者等には、個別に ID・パスワードが付与され、本システムにおいて認定増進活動実施計画等に基づく活動の記録や、生物モニタリング情報を入出力することができます。
- ・ 主務省庁及び事務局（ERCA）は、本システムを活用し、認定増進活動実施計画等の実施状況を確認します。少なくとも1年に1度以上の定期的な入力をお願いします。
- ・ なお、本システムにおいて活動の実施状況の情報共有がなされていない場合には、主務大臣はその認定増進活動実施者等に対し、認定増進活動実施計画等の実施状況について、別途、法第34条に基づく報告を求める場合があります。

III. 計画の変更・中止・取消しについて

1. 変更の認定

- ・ 認定を受けた計画を変更するときは、変更の認定の申請の手続が必要です。
- ・ ただし、以下の「軽微変更」の対象については、変更後に「軽微変更届出」を提出ください。
- ・ 変更か軽微変更かどちらに該当するのか分からない場合などは、事務局（ERCA）にご相談ください。

(軽微変更の対象)

ア 氏名及び住所（法人・団体の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更

イ 地域生物多様性増進活動の実施時期の六月以内の変更

ウ 実施区域の変更（その名称若しくは地番の変更又は十パーセント未満の面積の減少に限る。）

エ 増進活動実施計画の計画期間の六月以内の短縮

オ 前各四号に掲げるもののほか、増進活動実施計画の内容の実質的な変更を伴

わないと主務大臣が認める変更

2. 中止等の通知

- ・活動を実施している中では、活動実施者の組織・個人の事情や、土地の所有者等のご意向、地域における新たな整備計画などの様々な理由により、やむを得ず、活動を中止せざるを得ない状況や、当初の計画どおり効果的に活動が継続できなくなる状況が生じ得ます。
- ・こうした場合に、認定を受けた者が、自ら中止した旨を主務大臣に通知いただくことで、認定を取消して計画を終了することができる「中止等の通知」の手続きを設けています。
- ・なお、事業計画の変更、その他の事象により公物管理者等が同意を取り消す場合には、公物管理者等からその旨の通知を行うこととなります。認定を受けた者は、この通知に基づき、計画の変更や中止の手続きが必要となります。

3. 認定の取消し

(1) 助言・指導

以下のような場合には、主務大臣による助言・指導を行います。

- ・特段の理由がないにもかかわらず認定後1年を経過してもなお認定増進活動実施者、認定連携市町村又は認定連携活動実施者が活動に着手していない場合
- ・認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画の区域における生物多様性の状況が著しく悪化している場合
- ・認定を受けた計画に変更・中止の手続きが必要となる事象が生じたにもかかわらず、変更・中止の手続きを行わない場合

(2) 認定の取消し

- ・認定後に、悪意や重大な過失により、重複の事実の隠蔽や虚偽申請等の不正が発覚した場合については、認定取消し等となる場合がありますので、ご注意ください。
- ・主務大臣による助言及び指導を行ったにもかかわらず、なお認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画が適切に実施される見込みがないと認められる場合や、主務大臣の助言及び指導に従い活動の改善や変更・中止の手続きを行う見込みがないと認められる場合には、認定が取り消されます。

認定の取消しといった事態にならないよう、困った点・悩む点があれば、早めに環境省（地方環境事務所）又は事務局（ERCA）にご相談ください。

第4章 生物多様性維持協定

I. 概要

- ・生物多様性維持協定は、連携増進活動実施計画に基づき、その計画に係る市町村、市町村と共同して活動する企業・民間団体、土地の所有者等の3者で協定を締結して、より長期安定的な形で、当該土地の生物多様性の維持を図っていくための制度です。
- ・協定は、①連携増進活動実施計画の作成・認定→②協定の締結という流れで進みます。
- ・協定の区域は、実施区域の中で設定することになり、例えば、特に地域として開発等の転用を防ぎ保全を継続したい区域について協定を締結するといった形が有効です。また、協定の期間は、基本的に、連携増進活動実施計画の期間内とする必要があります。
- ・協定は、関係法令及び関係法令に基づく計画と整合性のとれたものでなければなりません。
- ・協定は、河川法、海岸法その他これらの関係法令の規定に基づく公共用物の管理に特段の支障が生じないものでなければなりません。

II. 協定の効果

- ・協定は、協定締結後に、相続や売買によりその土地の権利を取得した者に対しても効力があるものとされるため（承継効）、先の見通しを持ちながら活動をすることが可能となります。
- ・一定の条件（協定期間が20年であること等）を満たした協定については、その土地に係る相続税及び贈与税の評価が2割軽減されます。詳しくは、「生物多様性維持協定取扱指針」を参照ください。

（参考）生物多様性維持協定取扱指針

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/lowBio/30by30site-bio-kyouteishishin.pdf>

(参考) イメージ図

＜生物多様性維持協定＞（第 22 条～第 26 条関係）

- **認定連携市町村は、認定連携増進活動実施計画の実施のため必要があると認めるときは、認定連携活動実施者及びその認定連携増進活動実施計画に係る区域（海域を除き、生物の多様性が維持されている区域に限る。）内の土地の所有者等と協定を締結して、当該土地の区域内の連携地域生物多様性増進活動を行うことができるものとする。**
- 生物多様性維持協定は、協定区域内の土地の所有者等の全員の合意を得なければならない。
- 認定連携市町村による公告のあった協定は、その公告のあった後において協定区域内の土地の所有者等となった者（相続人等）に対しても、**その効力があるものとする。**

➡ 土地の所有者等の協力が活動の継続に不可欠であることを踏まえ、市町村が作成した「連携計画」に基づき、長期安定的に活動を実施するための協定制度を設ける。



第5章 Q & A (随時更新)

Q1. 地域生物多様性増進法とは何ですか？

A. 自然共生サイトを法制化した制度になります。詳しくは「法律の概要」をご確認ください。

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/lowBio/30by30site-LegalOverviewBiodiversityPromoAct.pdf>

Q2. これまでの自然共生サイト認定制度との違いは何ですか？

A. 「法施行後の自然共生サイト制度について」スライド4をご確認ください。

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/lowBio/30by30site-NaturalSymbiosis.pdf>

Q3. 生物多様性の増進とは何ですか？

A. 生物多様性を維持、回復、創出することを併せて「増進」としています。

Q4. 生物多様性の維持とは何ですか？

A. 既に良好な生物多様性が存在する場を維持する活動を指します。

例えば、申請時点において実施区域が生物多様性の価値を有している場合になります。なお、維持タイプで認定された活動計画の実施区域については、保護地域との重複を除き、OECM 国際データベースに登録します。また、これまで自然共生サイトとして認定されてきたものは、この類型に当たります。

Q5. 生物多様性の回復とは何ですか？

A. 過去に生物多様性が豊かであったが、その多様性が損失した場又は損失が進行している場において、その多様性を回復する活動を指します。

例えば、管理放棄地の再生や手が入っていない森林（二次林）の再生等が該当します。また、荒廃農地における湿地の造成、失われたサンゴ礁の造成等についても、過去に失われた生態系が回復するものとして、回復タイプとして整理されます。

Q6. 生物多様性の創出とは何ですか？

A. 現在、生物多様性を欠いている場において、その地域に在来の動植物が生息・生育することができるような自然環境等を整備することにより、生物多様性を創出することを指します。

例えば、現況がアスファルトや更地等になっているような開発跡地や埋立地等において、生物多様性を創出する活動が該当します。

Q7. 回復・創出タイプとして認定された場合、OECMに登録されますか？

A. 生物多様性を回復・創出する活動として認定を受けた場合は、認定後における回

復・創出活動の継続の結果、生物多様性の状態が豊かになった時点（生物多様性の価値基準に合致する時点）で、変更申請を受けて維持タイプに移行し、保護地域との重複を除き、OECMとして登録します。

なお、維持タイプで認定された活動計画の実施区域については、保護地域との重複を除き、OECM国際データベースに登録します。

Q8. （連携）増進活動実施計画と自然共生サイトは違いますか？

A. 認定された（連携）増進活動実施計画の実施区域が「自然共生サイト」となりません。

Q9. 「増進活動実施計画」と「連携増進活動実施計画」の違いは何ですか？

A. 「増進活動実施計画」は、企業や団体等が立てる計画です。

「連携増進活動実施計画」は、市町村が多様な主体と連携して立てる計画です。なお、市町村が単独で計画を立てる場合は「増進活動実施計画」で申請をお願いします。

なお、どちらも特定の場所に紐付いた計画になります（具体的な範囲が分かる活動実施区域が必要です）。

Q10. 連携増進活動実施計画の申請者はだれになりますか？

A. 連携増進活動実施計画の申請者は市町村になります。

Q11. 申請はどこにすればよいですか？

A. 事務局（ERCA）に申請してください。

Q12. 申請の事前相談はどこにすればよいですか？

A. 事務局（ERCA）が総合窓口になります。または、申請を考えているサイトの管轄地方環境事務所でも相談を受け付けております。

Q13. 申請期間は決まっていますか？

A. 申請自体は通年で受付しておりますが、有識者による審査会の時期により認定時期が異なります。令和8年度の認定スケジュールについては、下記をご参照ください。

<https://www.erca.go.jp/nature/schedule.html>

Q14. （連携）増進活動実施計画の申請やOECM登録に係る費用はありますか？

A. 無料です。

Q15. （連携）増進活動実施計画の認定やOECM登録によって制約がかかりますか？

A. （連携）増進活動実施計画の認定やOECM登録によって、新たに規制や制約はかかりません。

Q16. 認定基準を教えてください。

A. 「審査の観点（認定基準）」をご確認ください。

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/lowBio/30by30site-handingguideline02AppendixPerspect.pdf>

Q17. 生物多様性を増進するためにどのような活動をすればよいでしょうか？

A. 「効果が期待できる活動手法」をまとめていますのでぜひ参考にしてください。

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/lowBio/30by30site-append01-ActivityMethodsEffect.pdf>

生態系タイプ毎の活動手法リストはこちらになります。活動の実施区域が該当する生態系タイプのリストをぜひ参考にしてください。

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/lowBio/30by30site-append01-Active-list.pdf>

Q18. どのようなモニタリングをすればよいでしょうか？

A. モニタリングの考え方自体は、「効果が期待できる活動手法」（p.62）をぜひ参考にしてください。

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/lowBio/30by30site-append01-ActivityMethodsEffect.pdf>

また、モニタリング手法をまとめましたのでぜひ参考にしてください。

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/lowBio/30by30site-append01-Active-list.pdf>

Q19. 地域生物多様性増進法の施行に伴い、現行の自然共生サイトの認定効力は、令和6年度末で切れませんか？

A. 令和5、6年度に認定された自然共生サイトについては、認定期間である5年間は有効です（例えば、令和5年10月に認定された自然共生サイトは令和10年10月まで有効）。

Q20. 令和5、6年度に認定された自然共生サイトは、法施行時（令和7年4月1日）に、法に基づく認定に自動的に移行されますか？

A. 自動的に移行されず、新たに法に基づく申請が必要です。ただし、基本的に、自然共生サイトの認定を受けているものは、実質的に、生物多様性を維持する活動として、法に基づく「増進活動実施計画」又は「連携増進活動実施計画」の認定に必要な審査を終えていると考えているため、可能な限り、有効期間内に法に基づく認定に移行いただきたいと考えています。なお、法に基づく申請に当たっては、可能な限り事務負担を軽くできるよう、既に審査した項目についての審査を省力するなど、合理的

かつ効率的に取り扱う予定です。

Q21. 令和5、6年度に認定された自然共生サイトは、令和7年度以降に変更、辞退はできますか？

A. 変更を希望する場合は、法に基づく申請認定をお願いします。辞退を希望する場合は、その旨を独立行政法人環境再生保全機構（ERCA）までご連絡ください。

Q22. 令和5、6年度に認定された自然共生サイトの更新を希望する場合はどうすればよいですか？

A. 認定有効期間内に、法に基づき申請をお願いします。

Q23. 法施行後は「自然共生サイト」という名称は残りますか？

A. 残ります。令和5、6年度に認定された自然共生サイトは、法への移行の有無を問わず、認定有効期間中は、自然共生サイトとなります。また、法に基づく認定を受けた場合でも、活動場所の呼称は「自然共生サイト」となります。

Q24. 自然共生サイトロゴマークは使用できますか？

A. 増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画の認定を受けた認定増進活動実施者又は認定連携市町村若しくは認定連携活動実施者は、自然共生サイトロゴマークを使用することができます。認定後に個別にロゴマークのデータをお送りします。

なお、「かえる」のマーク部分は30by30アライアンスと同じですが、「自然共生サイト認定」というロゴが入ります。（30by30アライアンスロゴには、「自然共生サイト認定」や「OECM」という文字は入っておりません）。

Q25. OECM ロゴマークは使用できますか？

A. 「OECM」に登録された場合は、「OECM」というロゴが入るマークも個別にお送りします。なお、「かえる」のマーク部分は30by30アライアンスと同じですが、「OECM」というロゴが入ります。（30by30アライアンスロゴには、「自然共生サイト認定」や「OECM」という文字は入っておりません）。

Q26. OECM と自然共生サイトの違いはありますか？

A. 「OECM」とは、Other Effective area-based Conservation Measures の略で、「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域」のことです。

「自然共生サイト」とは、「民間の取組等によって生物多様性の保全に貢献するような管理がなされている区域」として国に認定された場所です。なお、令和7年4月から、自然共生サイトを法制化した新法・地域生物多様性増進法が施行されることに伴い、令和5、6年度に認定した自然共生サイトに加えて、地域生物多様性増進法に基づき認定された実施計画の実施区域も「自然共生サイト」となります。

自然共生サイトのうち、保護地域との重複を除いた区域が OECM として国際データベースに登録されます。

Q27. (連携) 増進活動実施計画の認定後、その土地に工場を建てなければならなくなった場合やその土地を売らなければならない状況になった場合、変更や認定取消はできますか？

A. 変更や認定取消はできます。必要な手続きの実施をお願いします。

Q28. 人工的に作ったような自然環境でも (連携) 増進活動計画の認定対象となりえますか？

A. 人工的に作った場所であっても、例えば、在来種を中心とした生態系が成り立っており、生物が生息・繁殖しているなど、認定基準を満たしていれば認定対象となります。

Q29. 例えば、「国立公園」や「鳥獣保護区」に指定されている区域について、OECM 登録をめざすことは可能ですか？

A. OECM は、「保護地域以外」で生物多様性保全に資する地域」のことです。「国立公園」や「鳥獣保護区」は、保護地域とされているため、OECM には該当しません。一方、自然共生サイトは保護地域との重複有無にかかわらず認定することとしており、「国立公園」や「鳥獣保護区」に指定されている区域であっても、自然共生サイト認定を目指すことは可能です。

Q30. 30by30 アライアンスに参加せずに、(連携) 増進活動計画の認定を目指すことは可能ですか？

A. 事前に参加いただくか、自然共生サイト認定と同時に参加いただくことを想定しています。

Q31. 特例申請を希望していますが、特例で申請予定の区域に自然共生サイトの実施区域と自然共生サイト以外の区域が含まれている場合、特例申請はできますか？

A. 自然共生サイトの実施区域以外の箇所が含まれている場合は、特例申請はできません。

Q32. 全国各地で所有している複数の社有林について、それらの活動計画を一つの計画にまとめた場合、申請書は一つ作成すればよいですか？

A. 近隣で活動している場合は一つのサイトとして申請いただいても問題ありません。しかし、全国各地に点在している場合ですと、それぞれで生態系タイプや環境が異なっていると考えられるため、1 サイトにつき 1 計画として、それぞれで申請書類を作成してください。判断に迷う場合は事務局 (ERCA) 等にご相談ください。

第6章 参考資料集

I. 認定申請書

1. 増進活動実施計画 様式一式

(1) 様式 1－1 申請書

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/lowBio/30by30site-1-1ApplicationFormApprovalEnchantment3.docx>

(2) 様式 1－2 増進活動実施計画

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/lowBio/30by30site-1-2AttachPlan-ActivityEnchantment3.xlsx>

(3) 様式 1－3 活動計画概要

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/lowBio/30by30site-1-3AttachPlan-OutlinePlan.pptx>

(4) 様式 4－1 特例措置活用有無

<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fpolicies.env.go.jp%2Fnature%2Fbiodiversity%2F30by30alliance%2Fdocuments%2FlowBio%2F30by30site-4-1SpecialExceptionUtilizationList.docx&wdOrigin=BROWSELINK>

2. 連携増進活動実施計画 様式一式

(1) 様式 2－1 申請書

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/lowBio/30by30site-2-1ApplicationApprovalCollaborationList3.docx>

(2) 様式 2－2 連携活動実施計画

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/lowBio/30by30site-2-2AttachCoedinationAndPromoActivities3.xlsx>

(3) 様式 2－3 活動計画概要

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/lowBio/30by30site-2-3OutlineOfThePlan.pptx>

(4) 様式 4－1 特例措置活用有無

<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fpolicies.env.go.jp%2Fnature%2Fbiodiversity%2F30by30alliance%2Fdocuments%2FlowBio%2F30by30site-4-1SpecialExceptionUtilizationList.docx&wdOrigin=BROWSELINK>

3. 同意書フォーマット

(1) 様式3 同意書サンプル (環境省)

<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fpolicies.env.go.jp%2Fnature%2Fbiodiversity%2F30by30alliance%2Fdocuments%2FlowBio%2F30by30site-3ConsentForm-Sample.docx&wdOrigin=BROWSELINK>

(2) 公物等管理者の確認・同意について

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/lowBio/30by30site-Consentconfirm.pdf>

(3) 河川区域、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、都市公園区域、道路区域、海岸保全区域、一般公共海岸区域、港湾関係区域 同意書サンプル (国交省 HP)

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_fr_000177.html

(4) 海岸保全区域、一般公共海岸区域、漁港区域、漁業権区域、保護水面 同意書サンプル (農林水産省 HP)

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/c_bd/tayousei.html

4. 特例措置を活用する場合

(1) 様式4-2 行為規制等特例

<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fpolicies.env.go.jp%2Fnature%2Fbiodiversity%2F30by30alliance%2Fdocuments%2FlowBio%2F30by30site-4-2BehavioralExceptions.docx&wdOrigin=BROWSELINK>

(2) 様式4-3 生態系維持回復事業特例

<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fpolicies.env.go.jp%2Fnature%2Fbiodiversity%2F30by30alliance%2Fdocuments%2FlowBio%2F30by30site-4-3EcologyMaintainsRecoveryBusiness.docx&wdOrigin=BROWSELINK>

(3) 様式4-4 保護増殖事業特例

<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fpolicies.env.go.jp%2Fnature%2Fbiodiversity%2F30by30alliance%2Fdocuments%2FlowBio%2F30by30site-4-4ProtectionGrowthProject.docx&wdOrigin=BROWSELINK>

(4) 様式4-5 特定外来生物防除特例

<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fpolicies.env.go.jp%2Fnature%2Fbiodiversity%2F30by30alliance%2Fdocuments%2FlowBio%2F30by30site-4-5InvasiveSpeciesControl.docx&wdOrigin=BROWSELINK>

[env. go. jp%2Fnature%2Fbiodiversity%2F30by30alliance%2Fdocuments%2FlowBio%2F30by30site-4-5IntroducedSpecies.docx&wdOrigin=BROWSELINK](https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/lowBio/30by30site-4-5IntroducedSpecies.docx&wdOrigin=BROWSELINK)

(5) 様式 4 - 6 伐採等届出特定

<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fpolicies.env.go.jp%2Fnature%2Fbiodiversity%2F30by30alliance%2Fdocuments%2FlowBio%2F30by30site-4-6NotificationOfCuttingdownTree.docx&wdOrigin=BROWSELINK>

II. 手引き、活動手法、モニタリング手法

(1) 手引き (概要編)

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/lowBio/30by30site-gaiyou.pdf>

(2) 手引き (提出書類、記載例編)

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/lowBio/30by30site-submitDocument.pdf>

(3) 別紙 1 効果が期待できる活動手法

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/lowBio/30by30site-append01-ActivityMethodsEffect.pdf>

(4) 生態系タイプ毎の活動手法リスト

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/lowBio/30by30site-append01-Active-list.pdf>

(5) モニタリング手法リスト

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/lowBio/30by30site-append01-moniterling-list.pdf>

(6) 別紙 2 生物多様性の価値

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/lowBio/30by30site-append02-ValueofBiodiversity.pdf>

(7) 指標昆虫モニタリングマニュアル (概要版)

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/lowBio/30by30siteIndicatorInsectMonitorManualSummary.pdf>

(8) 指標昆虫モニタリングマニュアル (詳細版)

(4) 様式8 中止等通知書

<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fpolicies.env.go.jp%2Fnature%2Fbiodiversity%2F30by30alliance%2Fdocuments%2FlowBio%2F30by30site-8NoticeOfDiscontinuance.docx&wdOrigin=BROWSELINK>

V. 制度概要

(1) 地域生物多様性増進法 概要

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/IowBio/30by30site-LegalOverviewBiodiversityPromoAct.pdf>

(2) 条文

https://laws.e-gov.go.jp/law/506AC0000000018/20250401_000000000000000

(3) 施行期日政令

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/IowBio/30by30site-CabinetOrderForEnforcement.pdf>

(4) 整備政令

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/IowBio/30by30site-seibiseirei.pdf>

(5) 施行規則

<https://laws.e-gov.go.jp/law/506M60001A00001>

(6) 基本方針

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/IowBio/30by30site-kihonhoushin.pdf>

(7) 地域生物多様性増進法の施行について

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/IowBio/30by30site-bio-zoushin.pdf>

(8) 生物多様性維持協定取扱指針について

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/IowBio/30by30site-bio-kyouteishishin.pdf>

(9) 地域生物多様性増進活動支援センターについて

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/cen>

ter/

(10) 制度の概要：参考資料

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/IowBio/30by30site-bio-PromoActPaper.pdf>

(11) 事務取扱要領

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/IowBio/30by30site-handingguideline01ImplementationActivities2.pdf>

(12) 審査の観点（認定基準）

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/IowBio/30by30site-handingguideline02AppendixPerspect.pdf>